

事務局報告にかかる議事概要

1 開催日時及び場所

平成24年12月18日(火) 定例教育委員会終了後、午後2時24分～午後3時50分
教育委員会室

2 出席者

教育委員会定例会出席者、スポーツ健康課課長補佐 村上 直江

3 事務局報告の概要

(1) 特別支援学校における就労支援について

特別支援教育課長が、特別支援学校における就労支援の現状について説明し、意見交換を行った。

(委員からの主な意見等)

- ・特別支援学校に配置されているキャリアコーディネーターの勤務形態はどのようになっているか。また、キャリアコーディネーターは県職員なのか。

(特別支援教育課長から補足説明)

キャリアコーディネーターは非常勤であり、週に何回かの勤務としている。企業と委託契約を結んでおり、勤務条件と業務内容を契約で定めている。したがって、キャリアコーディネーターは県職員ではない。

- ・高等特別支援学校は、是非設立していただきたい。高等特別支援学校の設立に向けた検討にあたっては、色々な業種の企業を回って、どんな業種にどんな雇用のニーズがあるのかということ把握した上で、企業のニーズを踏まえてどのような職業訓練を行うかということを決めていってほしい。
- ・何年か前に京都の白河総合支援学校を視察した。都道府県によっては、高等特別支援学校を2～3校持っている所がある。本県でも、まずは1校目の高等特別支援学校の設立を目指したい。
- ・家具の製作など木工等の業種では、刃物を使うのが危険であったり、指導者となる職人が必要であるなど、障がいがある生徒を雇用するには課題もあり、従事してもらふ業務内容などに工夫が必要である。
- ・ゴルフ場における障がいがある生徒の雇用の可能性について、キャディについては、昔であれば、ゴルフクラブを運ぶ役割を担えばよかったが、最近のプロゴルフの世界では、キャディには、ゴルフファーに代わって戦略を立てられるような能力を求められている。ゴルフ場の管理部門であるグリーンキーパーなど外で働く業務であれば、雇用の可能性があり、健康的でもあるのではないか。
- ・全国的に、軽度の知的障がいがある生徒のための高等特別支援学校が増えているということである。現状34.2%という特別支援学校卒業生の一般企業等への就職率をみると、70%近く就職できない子がいるということにもなる。障がいがある子が就労できないと、家庭の負担にもなるが、この就労できない重度の障がいがある子たちをどうしていくかという視点も必要なのではないか。

(特別支援教育課長から補足説明)

福祉施設へ入る子たちを一般企業への就労へと移行させていくことで、福祉施設の空きを確保でき、重度の子がそこへ入れることになる。一般企業への就労に向けて、キーパーソンとな

ホームページ公開

（るキャリアコーディネーターに卒業前に企業と特別支援学校生一人一人とのペアリングを行ってもらうなど、人と人とのつながりを大切に、丁寧に一般就労へ向けた取り組みを行っていく。）

（２） 学校給食について

スポーツ健康課長及びスポーツ健康課課長補佐が、学校給食や食育の取組みの現状について報告し、意見交換を行った。

（委員からの主な意見等）

- ・ 県内の学校給食や食育について、とてもよく取り組まれている。学校給食の献立には、生ものは出さないのか。

（スポーツ健康課課長補佐から補足説明）

（野菜については、生ものは使わず、サラダやおひたしの料理を提供するときは、野菜を茹でてから冷やして提供する。果物についてはよく洗浄してから提供する。）

- ・ 毎月１９日が「食育の日」であるが、食育の日にふるさとの食材を使った献立を提供した方がよいのではないのか。

（スポーツ健康課課長補佐から補足説明）

（食育の日である毎月１９日には、基本的は食育の目標を踏まえた献立としており、和食だけでなく様々な献立を提供している。ふるさとの食材を使う場合は、和食が多いので、食育の日が洋食になる場合には、「ふるさとの日」として日にちをずらす場合もある。）

- ・ ふるさとの食材を使った日がたくさんあるとよい。
- ・ 各都道府県では、学校給食の方針として、岐阜県のように完全給食１００%のところもあれば、そうでないところもある。給食費の設置者負担と保護者負担の割合等に関してもそうだが、少子化が進展していく中で、学校給食そのものの在り方を考える必要がある。

（スポーツ健康課教育主管から補足説明）

（給食は、子どもの食育・健康の中核を担っており、給食を通して学ぶことは多い。学校給食法にも、給食の目標として(1)適切な栄養摂取による健康保持(2)健全な食生活を営む判断力や望ましい食習慣を育成(3)社交性等を育成(4)生命や自然への感謝の心を養う(5)食生活に関わる人々への勤労を重んずるなど社会性を養う(6)日本や地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める(7)食料の生産、流通及び消費についての理解を深める と定められているとおり、給食は大変有効である。）

- ・ 岐阜県では、給食費の不払いはいくらあるのか。小学校の１食あたり平均２４４円という給食費を見ると、お弁当が２１０円でもなかなか売れない時代になったということも考えると、決して安いわけでもない。ただ、子どもの体は大人と違って抵抗力が弱いので、給食では、安心して質のいいものを提供する必要がある。保護者等から、給食費が高いという声はあるか。

（スポーツ健康課教育主管から補足説明）

（小学校の給食費の平均は１食あたり２４４円２６銭であるが、最低額で２００円、最高額で２８０円となっている。市町村により給食費の設定には差があり、設定した安い金額の範囲内で安心・安全な食材を使った献立で提供しているところもあれば、最高額２８０円の市では、地場産物をふんだんに使って、献立に特徴を出し、地域の食文化を子どもたちに知ってもらおうという取組みをしている。基本的には、安心・安全で安価な食材を安定的に供給している。また、同じ食材でも山奥まで運ぶと運搬経費がかかり高くなるということもある。）

保護者等から給食費が高いという声が出たという話は聞いていない。

また、給食費の滞納については、平成１８年度までは文部科学省が悉皆調査を行っており、１８５,０００人のうち１,５９０人、約０．９％が給食費未納という結果であった。それ以降は抽出調査となったが、直近の調査では、４,５００人のうち４８人、約１．１％が未納となっている。

ホームページ公開

- ・給食費の滞納に対する対応はどのように行っているのか。

(スポーツ健康課教育主管から補足説明)

給食費の滞納整理については、各市町村が苦勞しながらお金を支払ってもらよう呼びかけを行っている。自宅に行っても面談に応じてもらえないケースもあり、個別懇談で保護者が学校へ来る機会をとらえて、教頭や給食センター担当者が面談して支払いを依頼したり、確実に在宅されている夜遅い時間帯に家庭を訪問するなど、苦勞して進めているが、それでもかなりの額の滞納がある。

- ・給食費の滞納をするのは、経済的に苦しく給食費を支払えない家庭ではないのか。

(スポーツ健康課教育主管から補足説明)

給食費を滞納している家庭には、経済的な事情を抱える家庭も含まれている。

- ・安全・安心な給食を提供するという面で、給食におけるアレルギー対策どのように行っているのか。

(スポーツ健康課教育主管から補足説明)

アレルギーを持つ子は、県内小学生で約2,800人、中学生で約1,100人いる。
アレルギーへの対応として、年度当初の4月に保護者に対してアレルギーの有無に関する調査を行い、状況を把握する。また、献立表の裏面に記載があるように、材料を保護者に対して周知し、危ない食材があるかどうかを事前に判断してもらう。アレルギーがある食材の除去に関しては、中学生は、自分で除去する。給食センター等にもよるが、除去食や代替食を提供するケースもある。ただ、小麦アレルギーの場合には、麦ご飯の献立の場合には、ご飯だけ弁当を持参してもらう。

- ・カラー刷りの絵で見る献立表について、子どもたちは大変楽しみにしており、持ち歩いているほどである。献立表の作成に当たっては、色づけなど苦勞があると思うが、ぜひ続けていただきたい。

(3) 平成24年度教育委員行事予定について

教育総務課長から、昨月からの変更点等について説明を行った。また、県美術館で行われているぎふ清流国体の天皇杯・皇后杯の展示を紹介するとともに、2月に行われる教育委員会県外視察(三重県内)の行程を報告した。

(特に意見なし)

以上